

恵庭市中小企業等振興融資制度について

1. 令和7年4月1日時点の適用利率

一般事業資金	3年以内	1.6%
	5年以内	1.8%
	7年以内	2.0%
	10年以内	2.2%
小口事業資金	3年以内	1.4%
	5年以内	1.6%
	7年以内	1.8%
	10年以内	2.0%
起業家育成資金	3年以内	1.2%
	5年以内	1.4%
	7年以内	1.6%
	10年以内	1.8%

※令和7年3月14日の経済建設常任委員会終了後に北海道から令和7年4月以降の利率改定の通知があり、同委員会に提出した資料に記載されている利率とは異なっていることにご留意願います。

2. 各年度新規融資実績

年度	一般事業資金	小口事業資金	起業家育成資金	合計
R5	なし	2件／ 664万円	4件／ 850万円	6件／ 1,514万円
R6	なし	なし	1件／ 200万円	1件／ 200万円
R7	11件／15,950万円	3件／ 1,200万円	1件／ 500万円	15件／17,650万円

※令和7年度は4月1日から5月20日までの間に市へ申請書が提出された分

3. 制度運用状況

融資件数及び額が見込みを大きく上回るペースで推移しており、令和7年4月に実施した制度の見直しの効果が顕著に表れていると認識しているところであります。